



令和6年度 私立中学校等授業料軽減助成金



◆Q&A よくお問合せをいただきご質問 ～お問合せの前にご確認ください～

(1) 申請について

- Q1 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要か。
A1 必要です。必ず学年(年度)ごとに申請してください。
申請は年度に1回のみで、在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。
なお、学年をさかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。
- Q2 親子とも都内在住だが、都外の学校に通っている。対象になるか？
A2 保護者、生徒共に令和6年5月1日以降、申請時まで引き続き都内に住所を有しているなら、対象となります。
- Q3 中学生で学校指定の寮(都外)に住んでいるが、助成の対象になるか？
A3 生徒が学校の指定する寮等に入り、都内から都外へ移り住んだ場合でも、保護者が令和6年5月1日から申請時まで引き続き都内に住所を有していれば助成の対象となります。(入寮証明書の提出が必要です。)
- Q4 住民票を都内に移したのが、令和6年6月10日。申請できるか？
A4 申請できません。保護者(申請者)と生徒が令和6年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有していることが必要です。
- Q5 都外に転居の予定があるが、申請できるか。
A5 令和6年5月1日から申請時まで引き続き都内に住所を有していれば対象となります。
申請書類の不備対応等で、郵送により連絡する場合がありますので、申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。
- Q6 母と子は東京都在住。父は都外在住。母が世帯主で子供を扶養している。申請できるか？
A6 都内在住の母を申請者として申請できます。住民票は申請者と生徒が記載されているものを提出してください。
- Q7 申請したことは学校に伝わるか？
A7 申請確認後、生徒の在学状況、授業料額、授業料減免額、授業料の納付状況等を在学する学校に確認させていただくことになりますので、学校には申請されたことは伝わります。

(2) 申請者(保護者)について

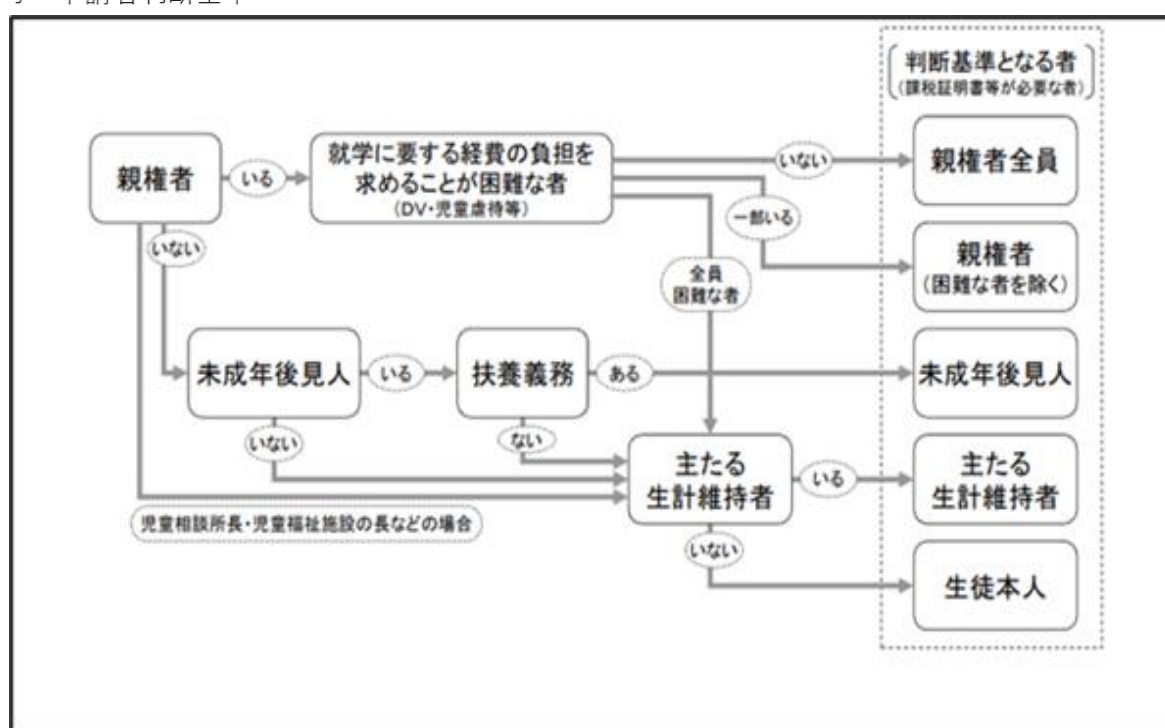
Q8 保護者が海外に赴任しているが、申請できるか。

A8 保護者(親権者等)の一方が都内に住所を有していれば申請できます。
個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、下記の「問合せ先」へご相談ください。

Q9 保護者である両親が死亡し、祖父が新たな保護者となった。祖母にも収入がある場合、申請者は誰になるのか？申請書へはどのように記入したらよいか？

A9 新たに保護者となった祖父が申請者となります。

参考：申請者判断基準



Q10 年収いくらまでなら助成を受けられるか？

A10 令和6年度より所得制限が撤廃されたため、その他支給要件を満たせば、10万円の範囲内で実際に保護者の方が負担する授業料額が助成されます。

Q11 父が都外に単身赴任しているが、父の住民票の提出も必要か？

A11 都内在住の母を申請者として申請する場合、父の住民票の提出は不要です。

(3) 振込先口座について

Q12 振込先口座は配偶者や生徒名義の口座でも振り込まれるか。

A12 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義(個人)の口座をご指定ください。

Q13 ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認するのか。

A13 ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示すると、振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」・「番号」ではありません。

※ゆうちょ銀行のホームページ(下記URL)から、調べることが出来ます。

<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

(4) 事業全般について

Q14 昨年度は所得制限を超えているため申請しなかった。所得制限が無くなったので昨年度分も申請できるか？

A14 所得制限がなくなるのは令和6年度の申請からです。また、年度をさかのぼっての申請はできません。

Q15 子2人が、私立中学に通学している。1人に対して10万支給されるのか？それとも、2人で10万なのか？

A15 受給要件を満たす場合は、それぞれの授業料(年額)に対して、1人あたり10万円を上限に支給します。
なお、子2人それぞれについて申請が必要となりますのでご注意ください。

Q16 学校の授業料減免制度と併用できるか？

A16 併用できます。また、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。ただし、助成額は10万円の範囲内で実際に保護者の方が負担する授業料額が上限となります。

Q17 学校の特待生制度で授業料が全額免除になっている。施設費・実習費は納付しているが、助成を受けられるか？

A17 受けられません。助成の対象となるのは、授業料のみです。

Q18 インターナショナルスクールや外国人学校は申請の対象となるか？

A18 インターナショナルスクールや外国人学校は「各種学校」に分類されるため、対象外となります。
本助成金の対象となる学校及び課程は以下のとおりです。

- 私立中学校
- 私立特別支援学校(中学部)
- 私立義務教育学校(後期課程)
- 私立中等教育学校(前期課程)

在籍されている学校がいずれの学校(課程)がわからない場合は、学校へお問合せされるか、下記問合せ先に連絡してください。

Q19 助成金は、いつ頃交付されるのか？

A19 申請者への結果通知から助成金の交付までの日程は、次のとおりです。

12月上旬～ 申請者への交付決定 or 不交付決定の通知



12月下旬 申請者への助成金の振込

※申請内容に不備があり、期限内に不備が解消されない場合は、振込の時期が遅延する場合があります。

☎ 問合せ先 ☎

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。
何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学就学支援金センター 中学校助成金担当

[直通] 03-5206-7808

土日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo_chugaku.html

